

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成 23 年 2 月 15 日

収支等命令者

佐賀県教育庁教育政策課長 丹 宗 成 一

1 入札に付する事項

- (1) 件名 県立学校 ICT 業務支援事業
- (2) 仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務場所 県内各県立学校 48 校（仕様書の一覧表のとおり。）
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。
- (4) 情報関連事業に関して、システム又は情報機器の維持管理業務の実績及び対応できる技術を有しており、かつ、財団法人日本情報処理開発協会が認定するプライバシーマーク(JIPDEC)又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証基準に基づく認証を取得していること。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当しない者であること、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、平成 23 年 3 月 11 日（金）午後 5 時までに佐賀県教育庁教育政策課に持参し、又は郵送すること。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

4 入札参加資格の確認

3 で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定する。入札参加資格の確認結果は、平成 23 年 3 月 18 日（金）までに通知する。

5 入札書の提出日時及び提出場所

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、契約に関する事務を担当する部局及び問い合わせ先

佐賀県教育庁教育政策課

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

電話番号 0952-25-7476

電子メール kyouikuseisaku@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

平成 23 年 2 月 15 日（火）から同年 3 月 28 日（月）までの期間、佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/web/>)に掲載するとともに、(1)の部局で随時交付する（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律

(昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く)。

(3) 入札書の提出方法

(1)の部局に持参し、又は郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便によることとし、「平成 23 年度 県立学校 ICT 業務支援事業 入札書在中」と朱書きすること。

また、提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封しない。

(4) 入札書の提出期限

平成 23 年 3 月 28 日 (月) 午前 10 時必着

(5) 開札の日時及び場所

平成 23 年 3 月 28 日 (月) 午前 10 時

佐賀県庁新行政棟 11 階 111 号南会議室

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

(7) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に(1)の部局に確認すること。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成 4 年佐賀県規則第 35 号。以下「規則」という。)第 103 条第 1 項の規定に基づき、見積る契約

金額の 100 分の 5 以上に相当する金額の入札保証金を納入すること。ただし、平成 21 年 4 月 1 日以降に国又は地方公共団体と、同種の契約を行った実績が証明される者又は規則第 103 条第 3 項第 1 号に該当する入札保証保険契約（契約金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する者については、入札保証金の納付を免除する。

イ 契約保証金

契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、平成 21 年 4 月 1 日以降に国又は地方公共団体と、同種の契約を行った実績が証明される者又は規則第 115 条第 3 項第 1 号に該当する履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する者については、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1 人で 2 以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

ア 入札金額が入札書比較価格（税抜きの予定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

(7) 詳細は、入札説明書による。

(8) この公告に掲げる入札は、当該事業に係る平成23年度予算が成立しない場合は、行わないものとする。この場合は、佐賀県公報により公告する。

(9) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

(1) Subject matter of the contract : A member of prefectural school ICT support placement

(2) Fulfillment Period : From April 1, 2011 to March 31, 2012

(3) Deadline for tender : March 28, 2011

(4) A contact point for the notice : Education Policy Division, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-City, Saga Prefecture 840-8570, Japan

Tel 0952-25-7476 Fax.0952-25-7409